



高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申に基づいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車道交通網を構成することで高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。

高規格幹線道路は、広域的な交流を促進し、地域間連絡を図るための広域的な幹線道路のマスタープランである広域道路整備基本計画に位置付けられています。

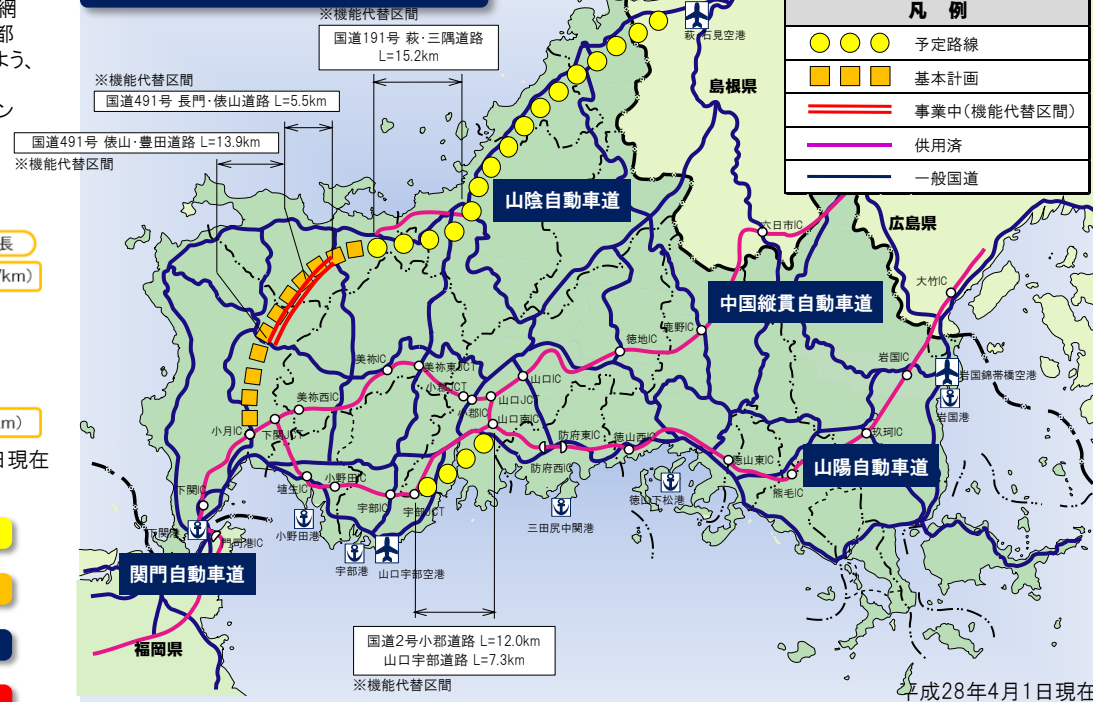
高規格幹線道路の整備体系



高規格幹線道路ができるまで



山口県の高規格幹線道路



路線別進捗状況

路線名	区間	延長 (km)	予定路線	基本計画	整備計画	施工命令	供用開始	
中国縦貫自動車道	県境～鹿野IC	23.3	S39.6.16 (国縦道法による)	S42.11.22(第17回)	S46.6.1(第21回)	S46.6.1	S58.3.24	
	鹿野IC～山口IC	36.8					S55.10.17	
	山口IC～小郡IC	12.7					S50.4.1	
	小郡IC～美祿IC	18.1					S49.7.31	
	美祿IC～小月IC	26.4					S41.7.25(第16回)	S41.7.25
	小月IC～下関IC	15.5					S48.11.14	
計	132.8							
山陽自動車道	県境～岩国IC	7.0	S41.7.1 (国縦道法による)	S46.6.8(第21回)	S53.11.21(第25回)	S53.11.21	S63.3.29	
	岩国IC～玖珂IC	14.1					H4.6.25	
	玖珂IC～熊毛IC	12.2					H2.12.20	
	熊毛IC～徳山東IC	11.8					H2.3.30	
	徳山東IC～徳山西IC	18.0					S61.3.27	
	徳山西IC～防府東IC	12.6					S62.12.4	
防府東IC～山口JCT	18.0							
山口JCT～宇部JCT	約27	S62.9.1	未定	未定	未定	未定		
宇部JCT～下関JCT	28.1	(国幹道法による)	H1.2.27(第28回)	H3.12.3(第29回)	H5.11.19	H13.3.11		
計	約148.8							
関門自動車道	下関IC～県境	2.3	S43.3.11	—	S43.3.19(第18回)	S43.4.1	S48.11.14	
	(下関IC～門司IC)	(9.4)	(高速国道法による)					
計	2.3							
山陰自動車道	県境～長門市三隅	約65	S62.9.1	未定	未定	未定	未定	
	長門市三隅～美祿市	約50	(国幹道法による)	H9.2.5(第30回)	未定	未定	未定	
	計	約115						